

第3 大規模な倉庫の防火安全対策

大規模な倉庫について（延べ面積6,000m²以上）

（1）出火防止対策

ア 喫煙管理

集積場所での作業員の喫煙は原則として禁止し、やむを得ず喫煙を行う場合には、不燃区画された特定の場所を指定すること。

イ 放火の防止

（ア） 休日・夜間時においては、出入口を特定し関係者の出入口を把握するとともに、夜間巡回を励行すること。また、建物周囲には、可燃物等を集積しない等整理整頓を徹底し、放火されにくい環境を確保すること。

（イ） 休日・夜間時において無人になる倉庫については、火災時又は自火報感知器失報時に緊急に連絡できるよう出入口等に連絡先を明記すること。

（2）延焼拡大防止

ア 防火区画の設置

（ア） 倉庫は原則として床面積1,500m²以内ごとに防火区画を設けること。

※ 倉庫は、建築基準法上、用途上やむを得ない場合において面積区画の設置が緩和されており、倉庫という用途のみで緩和されるものではないこと。

（イ） 防火区画は、耐火構造の壁・床で設けることを原則とし、防火戸、防火シャッターを設ける場合は、必要最小限の範囲に限定すること。

※ 大規模な倉庫は、建築計画段階において、管理単位、収容単位が流動的であることから、利用形態に柔軟性等を持たせるため、防火区画に防火戸、防火シャッターが必要以上設置されていることが多い。防火区画は耐火構造の壁等を原則とし、防火シャッター等は、その使用上やむを得ず設置される通路部分等、必要最小限度の範囲で設置すること。

（ウ） 倉庫に附属する事務室・湯沸室等については、集積場所との間に防火区画を設置すること。

イ 可燃物の集積、防火戸の管理等

（ア） 可燃物は、防火戸・防火シャッターから概ね1m以上離して集積すること。

※ 放射熱のためによる他の防火区画への延焼防止を抑制するとともに消防活動に必要な空間を確保するため、可燃物は防火区画を構成する防火戸・防火シャッターから概ね1m以上離して集積し、床には集積制限のため、色分け明示等の措置を行う。

（イ） 防火シャッターで区画されている部分の床には、色分け明示を行うこと。

ウ 作業床等の設置に係る措置

火災時における荷崩れ防止を図るため、作業床、棚等は、不燃材料等による

構造を確保すること。

(3) 初期消火対策

ア 消火器の増強・設置場所

(ア) 消火器は、容易に消防活動ができる場所に設置すること。

※ 技術上の基準による消火器の歩行距離にのみとらわれることなく、迅速な初期消火ができるよう階段や通路付近、事務所内自火報受信機設置場所付近等容易に使用が可能な場所に設置する。

(イ) 作業床等に設置する消火器は、一の消火器に至る歩行距離が20m以下となるよう設置すること。

イ 屋内消火栓の設置場所等

(ア) 屋内消火栓(1号消火栓)は、有効活用できるよう集積場所内から離し、階段や廊下部分等消火活動後の退路も考慮し配置すること。

(イ) 作業床等には、屋内消火栓を設置するかホースを増強する等の措置を講じること。

(4) 避難安全対策

ア 集積場所内の通路確保

集積物相互間の通路に物品等が置かれることが予想されるので、通路には常に集積物を置くことなく、容易に避難できるよう通路を確保しておく。

イ 2方向避難の確保

荷さばき、分別等を行うなど作業的要素が高い集積場所については、2方向避難を確保すること。また、シャッターによる区画部分には、くぐり戸を併設することにより2方向避難を確保すること。

(5) 消火活動対策

ア 排煙上有効な開口部の設置

消防活動時の排煙に考慮し、屋根、外壁等に排煙上の有効な開口部を、その階の床面積の200分の1以上を確保することを目安に、排煙上有効な位置に分散して設置すること。

イ 非常用進入口の設置

非常用進入口は、2面以上の外壁に設置すること。

ウ 進入経路の確保

外壁に設けるシャッターは、水圧開放シャッターであること。

(6) 小規模な倉庫についても努めて準用すること。